

アメリカ奴隷制度發生の一考察

宇 治 田 富 造

一 アメリカ奴隷制度發生の歴史的前提

二 アメリカ植民地における奴隷制度發生の諸契機

- (A) イギリス重商主義の質銀政策ないし人口政策との関連
- (B) 植民地における農民層の分解状態とステイブル生産の特殊性との関連
- (C) イギリス重商主義の独占的植民地貿易機構との関連
- (D) 植民地における土地政策と土地問題との関連

一 アメリカ奴隷制度發生の歴史的前提

奴隷制度、奴隷所有者の生産関係は、歴史的には、人類社会の最初の階級的敵対を基礎とする社会制度であり、生産関係である。社会経済的構成体としての奴隷制度は、古代世界において典型的に發展した。もともと、奴隷所有者の生産関係は、ウクライドとしては、古代世界發生以前に於いてすでにその家父長制的形態において存在しており、また古代世界の崩壊後においては、それに後続する社会において遺制として残存してきた。けれども、ヨーロッパにおいては、遺制として残存した奴隷所有者のウクライドは、その社会の基本的生産様式に従属し、その社会の経済的構造に生産諸関係の総体のなかでしめる比重は大きくなかった。

これに反して、アメリカ新大陸においては、奴隷所有者的生産関係は、一七世紀においては、その家父長制的形態において発生し、一八世紀においては、南部諸植民地における支配的な生産関係として発展した。そしてさらに、アメリカ革命以後においては、それは、アメリカの基本的生産様式である資本主義的生産様式と相並ぶところの、かつそれとの対抗関係をもつまでに発展したところの、重要なウクラードとして、南北戦争によってそれが打倒されるまで、アメリカ資本主義の社会の経済的構造＝生産諸関係の総体のなかで強力な比重をしめた。

本稿で考察しようとする問題は、ふるく古代世界において典型的に発展した奴隷所有者的生産関係が、古代世界の崩壊後ながい歴史的期間のうちに、どういうわけで、アメリカにおいてこのようにまで重要な生産関係として発展したかを、その出発点において明らかにすることにある。

本論にはいるにさきだつて、まずアメリカ奴隷制度発生¹の歴史的前提についてのおきておきたい。アメリカにおける社会の経済的構造の特殊性は、植民地時代をふくめてのアメリカにおいては、人類がその歴史的過去においてとり結んだ諸々の型の生産関係および一七世紀のヨーロッパにおいて現存あるいは発生しつつあった生産関係が時間的に同時にならび存在したこと、およびこれらの諸々の型の生産関係のうちのあるものは、それぞれいづれ劣らぬ重要性をもつてアメリカの社会の経済的構造のなかでその地位をしめていたということにある。もっとも、これらの諸々の型の生産関係のうち人類の歴史的過去において存在した生産関係は、経済的社会構成の各々の前進的諸時代においてはそうであったように、けつしてその純粋な形態で存在し、発展したのではなく、一つの経済領域を特徴づける生産関係が他の生産関係によって補足され、強化されたものではあるが、¹それでは、アメリカの社会の経済的構造のこうした特殊性はどういうわけで生じたのか。つきに、この点について、本稿の主題と関係するかぎりにおいてのべよう。

人間の物質的生産の前進的諸時代をなす各々の社会経済的構成体が歴史的にあいついで発展してきた旧世界においては、あたえられた世代の人間が当面するところの生産力およびこの生産力の性格に照応する生産関係は、過去の世代の活動の所産であり、あたらしい世代の人間は物質的財貨を生産し、生産力のいっそうの発展を実現するための可能性をもつためには、過去の世代の活動の所産を採用し、これを利用したのであり、かつ、これ以外には他の方法がなかったのである。このことから、ふるい世代の人間と新しい世代の人間とのあいだには、生産力およびそれに照応する生産関係の継承関係が生まれ、新しい世代の人間は生産力とその性格に照応する生産関係をかれらの意思から独立したものとしてうけとるのである。

ところで、植民地建設の端緒において、アメリカの新大陸に移住したヨーロッパ人がそこで当面した生産関係は、アメリカ・インディアンの氏族共同体的生産関係であった。それは、きわめて低い生産力の性格に照応した人類最古の生産関係である。一七世紀のヨーロッパで、より進歩した生産関係のなかで生活してきたヨーロッパ人たちは、移住をはじめるとやただちに、アメリカ・インディアンから氏族的所有形態のもとにあるかれらの土地を収奪するために、このアメリカ・インディアンの氏族制社会を外部から暴力によって崩壊させた。その結果、アメリカの新大陸においては、ここに移住したヨーロッパ人たちとアメリカ・インディアンとのあいだには、ヨーロッパにおいてみられたような生産力とその性格に照応する生産関係との継承関係は生まれなかった。かくて、植民地体制の設定にあたって、まず最初に当面した事からは、新大陸にはじめて移住したヨーロッパ人たちが、ヨーロッパにおいて先行の世代によってすでに獲得されていた生産力およびその性格に照応する生産関係を、この新大陸の未開の諸条件のもとでいかに継承するか、ということであった。

けれども、この新大陸の未開の諸条件のもとにおいては、「物質的生産の諸条件」は、人類社会の初期の状態にかかったために、植民地建設の端緒においてこの新大陸で移住民たちが獲得した生産力は、さわめてひくい水準のものであった。とくに生産用具の完成程度の未熟さはこの低い生産力にとって決定的であった。生産力は自然にたいする人間の関係を表現するものであるが、生産用具の発展程度の未熟という条件のもとでは、移住民たちは、自然に働きかけ、これをこれらの物質的財貨の生産に利用するための労働過程においては、これらの労働の集団的協同形態を採用せざるをえず、この集団的協同労働によってこそ、低いながらも一定水準の生産力を維持し、徐々にではあるがそれを発展させることができたのである。こうした移住民たちの集団的協同労働は、大陸北部の最初の植民地であるプリマス植民地を建設した移住民ビルグリン・ファーザーズたちのあいだでもおこなわれ、またロンドン会社によって建設された大陸南部の最初の植民地であるヴァージニア植民地の移住民たちによってもおこなわれたのである。

しかし、このことは、移住民たちによる物質的財貨の生産の側面の一つである。もう一つの側面は、こうした集団的協同労働がそれをつうじておこなわれる移住民たちのあいだの人間と人間との社会関係、生産関係である。そしてそのことは、移住民たちの社会的性格によって規定される。すなわち、かれらが、他人に従属しない人格的に自由な生産者であるか、あるいは、他人に従属した人格的に不自由な生産者であるか、ということによって規定される。大陸北部のプリマス植民地の建設者であるビルグリン・ファーザーズたちは、かれらの渡航に出資したイギリス商人とのあいだに債権・債務の関係はあったが、それはけっしてかれらを人格的に束縛するものではなかった。かくて、かれらは自由な生産者として移住したのである。その結果、こうした自由な生産者たちの集団的協同労働は土地、生産用具その他の生産手段の共有と生産物の共有をもたらし、そしてこの生産手段にたいする共有を基礎として自由な

生産者たちの搾取を知らない生産関係が発生したのである。この生産関係は、かの歴史上最初の生産関係である原始共同体的生産関係と同一の型にぞくするものである。けれども、それは歴史上最初に存在した原始共同体的生産関係とまったく同一のものではない。とくに後者を特徴づけた氏族の血縁的紐帯というものはなかった。しかし、この血縁的紐帯にかわってかれらの協同生活を規制するなんらかの規範を必要とした。そしてそれは、一つの社会契約、すなわち、かれらに共通のイデオロギーであるピューリタン・イデオロギーにもとづく社会契約 *Mayflower Compact* によって具現されたのである。これに反して、ヴァージニア植民地へ移住した人たちは、ロンドン会社に債務をもつ不自由労働者Ⅱ年期奉公人であった。したがって、ここでは、会社の土地で労働する会社に隷属した半農奴的な「借金奴隷」である年期奉公人とこの会社Ⅱ前期的商業資本とのあいだの支配・隷属の関係をつうじてかれらの集团的協同労働がおこなわれた。

けれども、土地の私有にもとづかないこれらの生産関係は——それが任意的なものにせよ、非任意的なものにせよ——一七世紀の私的所有にもとづく生産関係のなかで生活してきた移住民たちにとっては、労働の意欲を刺激しなかった。かくて、生産力が少しでも発展すると、土地の私有にもとづく生産関係がそれにとってかわった。北部植民地ではその構成員に土地を交付することによって、南部植民地では住民者にたいして一定の土地交付をみとめることによつて、これがおこなわれた。その結果、そこに現われたものは、小土地保有にもとづく小農民的生産であった。けれども当時の低い生産力に制約されて、これらの小生産者の個別的労働だけでは、かれらの再生産の継続は困難であった。したがってこれを補う他のなんらかの社会関係を必要とした。このために発生したものが、北部植民地ではタウン・システムであり、南部植民地ではすでに存在していた年期奉公人による半農奴的な「借金奴隷」制度とならん

で発生したニグロの家父長制的奴隷制度であった。

北部植民地では小土地保有にもとづく小農民的生産はタウン・システムに補足されて一七世紀をつうじて発展することができたが、その生産力が一定の高さにたつた一八世紀においては、タウン・システム、とくにそれによる小農民層への土地集積の制限は、むしろその後の生産力の発展を阻止する障礙物に転化する。かくしてタウン・システムは一八世紀の二〇年代に崩壊し、小農民層への土地集積とこれらによる小商品生産が進展する。そしてこの小商品生産はその発展のなかに、やがて成長する資本主義的生産関係の萌芽をふくんだ。これに反して、南部植民地では、小土地保有にもとづく小農民的生産とならんで一七世紀末から一八世紀において大土地所有が形成され、その基礎の上にニグロ奴隷制度にもとづく大プランテーションが発展し、それは小農民的生産を逆に圧迫する。前者は資本主義的生産への発展の方向をしめすものであるが、後者は資本主義的生産の発展を阻止する力である。かくして、イギリスのアメリカ植民地を特徴づける北部と南部とにおける対蹠的な経済構造が形成されるにいたつた。本稿では、こうした二つの対蹠的な植民地の経済的發展のうち、南部植民地の奴隷制度の発生をもたらしした諸契機を検討する。

(1) 当面の奴隷制度についていえば、これは、世界商品ステイブルを生産するプランテーションを特徴づける生産関係である。したがって、ここでは奴隷所有者的生産関係は、商品⇌貨幣関係によって補足されている。このことから、プランテーションを資本主義的企業と誤って考えたり、またそれに支出された貨幣を一種の資本として考える謬見が生じる。マルクスはときには奴隷の購入に支出された貨幣を資本といっているが(たとえば、『資本論』、第一巻、長谷部訳、四六〇ページ、第三卷、一一三九ページ)、けれども、それは必ずしも厳密な意味においてではない。このことは、マルクスのつぎのことば、すなわち「奴隷の売買も、その形態からみれば商品の売買である。だが貨幣は、奴隷制の実存なしにはこの機能をはたしえない。奴隷制が存在すれば貨幣が奴隷の購入に支出される。逆に、貨幣が購買者の手にあるというだけでは、けっして奴隷制を可能ならしめない」(同上第二卷、邦訳四七ページ)ということからも明らかである。なお、産業資本の循環においては、貨幣資本は、貨幣機能(購買手

段および支払手段)の機能をはたしうるだけであつて、この貨幣機能を資本機能たらしめるものは、資本の運動における貨幣機能の一定の役割であり、したがつてまた、貨幣機能があらわれる段階と資本循環上の他の諸段階との関連である。奴隷の購入に支出された貨幣は貨幣機能をおこなうが、ここでは、この貨幣機能を資本機能ならしめる「他の諸段階」は総して存在しない。

二 アメリカ植民地における奴隷制度発生 の 諸契機

すでにのべたように、一七世紀の大陸南部植民地における主要な生産関係は、比較的小面積の土地所有を基礎とする自営農民ないしは小プランターによる小商品生産関係であつた。この小商品生産は南部植民地のステイブルであり世界商品である煙草の商業的農業である。けれども、こうした比較的小面積の土地所有を基礎とする自営農民ないし小プランターの小商品生産は、そのなかに白人の *indentured servant* (以下「年奉公人」という)の半農奴的な「借金奴隷」制度とニグロの *chattel slavery* (財産奴隷制度・以下とくに必要でないかぎり「奴隷制度」という)とをふくんでいた。ところで、一七世紀の南部植民地においては、年奉公人の半農奴的な「借金奴隷」制度の方が、ニグロの奴隷制度よりもより大きい重要性をもち、奴隷制度はまだその家父長制的形態をでなかつた。しかも、この二つの搾取関係は、自営農民ないし小プランターの小商品的農業経営にたいする補足的意義をもつにすぎなかつた。したがつて、その数も少なく、年奉公人およびニグロを所有しない農場もかなりあつた。たとえば、T. J. Wertenbaker にしたがえば、一六七一年から一六八六年までのヴァージニア東部海岸地帯の *Surry county* においては、五九の所有地のうち五二の所有地は年奉公人も奴隷も所有せず、四つの所有地が各一名を、一つの所有地が三名を、二つの所有地がそれぞれ五名を所有したにすぎなかつた。⁽¹⁾ また、一七世紀末のヴァージニア植民地においては、一つのプランテーションにたいする年奉公人およびニグロ奴隷の平均数は、わずか一・五名にすぎなかつた。⁽²⁾

ところが、一八世紀にはいつてからは、奴隷制度にもとづく大プランテーションが、大陸南部植民地において急速に成長する。W. F. Dodd は一八世紀後半のヴァージニアにおける一〇〇名の大プランターのリストを The One Hundred とし⁽⁶⁾てかかげているが、そのうち最大のプランター David Ross は一〇一、四三〇エーカーの土地と四〇〇人のニグロ奴隷を所有し、一〇〇名のうち最小のプランター Robert P. Waring は二、八三〇エーカーの土地と一七三人のニグロ奴隷を所有していた。ヴァージニアの有名な政治家であり、アメリカ革命の指導者 Thomas Jefferson は、この一〇〇名の大プランターのうち二八番目に位し、一二、〇五〇エーカーの土地と一四九人のニグロ奴隷を所有した。これに反し、Wertebaker は⁽⁷⁾、ヴァージニアの租税台帳を基礎にして一七〇四年のプランターの土地面積を調査しているが、それにしたがえば、例えば、東部海岸地帯の Middlesex county では、一二二名の土地所有者のうち、一名は五〇エーカーあるいはそれ以下であり、三三名が五〇エーカー〜一〇〇エーカー、三二名が一〇〇エーカー〜二〇〇エーカー、二五名が二〇〇エーカー〜五〇〇エーカー、一九名が五〇〇〜二、五〇〇エーカーであり、四、〇〇〇エーカーおよび五、二〇〇エーカーはそれぞれ一名である。いまこれら二つの数字を比較することによって、一八世紀における奴隷制度にもとづく大プランテーションの發展が、南部植民地において、いかに驚異的にすんだかが、あきらかである。

それでは、一八世紀の南部植民地における奴隷制度のこのような驚異的な發展をもたらした要因は、いったいどこにあるか。それには大きくわけて二つの要因があると考えられる。すなわち、その一つは、イギリス重商主義体制のなかにこれをもとめなければならず、もう一つは、アメリカ植民地自身の経済關係のなかにこれをもとめなければならぬ。そして、それはさらに、イギリス重商主義との關係においては、一、イギリス重商主義の貨銀政策ないし人

口政策、二、イギリス重商主義の独占的植民地貿易機構、三、イギリスの資本の本源的蓄積の方法としての奴隷貿易という諸契機から、植民地における経済関係との関係においては、一、南部植民地における農民層の分解状態とステイプル生産の特殊性、二、植民地における土地政策と土地問題という諸契機から、構成されている。しかも、これらの諸契機のいずれもは、相互に関連しあっている。したがって、これらの諸契機を、イギリス側とアメリカ植民地側とに截然と区別してのべることは困難であるから、本稿では、(A)イギリス重商主義の賃銀政策ないし人口政策、(B)植民地における農民層の分解状態とステイプル生産の特殊性、(C)イギリス重商主義の独占的植民地貿易機構、(D)植民地における土地政策と土地問題という順序で検討する。奴隷貿易は、多くの諸問題をふくむから、それを詳細することは別の論稿において取扱う。

(A) イギリス重商主義の賃銀政策ないし人口政策との関連

イギリス重商主義の旧植民地体制設定の目標の一つは、本国で生産されないあるいは生産されるとしても生産費の高つく生産物を植民地において生産させ、これを本国に提供させることであつた。ところで、植民地におけるこれらの生産の発展のためには、生産力の主要要因としての一定の大きさの人口 \parallel 労働力が植民地に現存することを前提とする。例外的な場合をのぞいて、アメリカ・インディアンとのあいだに生産力および生産関係の継承関係のなかつたイギリス植民地では、この必要な労働力はこれを新大陸の外部からの移住民にまたねばならなかつた。ところで、完成程度の未熟な生産要具しか現存しなかつたこの新大陸の植民地では、生産力を高めるためには、生産力の主要要因である労働力の担い手としての移住民が、労働にたいする豊富な経験と習慣をもっていることが望まれた。このよ

うな労働にたいする豊富な経験と習慣をもつ移住民は、一七世紀の進歩したヨーロッパ社会において生活してきた農民および手工業者である。さらにまた、イギリス重商主義の旧植民地体制設定のもう一つの目標は、自国工業生産物の輸出市場として植民地を支配することであった。したがって、この関係からいっても、移住民は一七世紀のヨーロッパの生活環境に慣れ、かつ一定の購買力をもつ移住民でなければならなかった。C. R. Haywood のいうように「かくて、理想的な移住民は、手工業者としてか、あるいは農民としてか、そのいずれかにおいて熟練しており、現存の経済的・社会的生活に適合し、かつイギリスの自給自足に追加する生産物を生産し、イギリスの完成品を消費するところの、移住民であった。あきらかに、南部諸植民地の人口にたいするもつとも適当な追加は、白人の、プロテスタントの熟練した農民あるいは手工業者であった。⁽⁵⁾」

こういう理想的な移住民は存在したか。またかれらはどこから供給されたか。あきらかに、このような農民および手工業者はイギリス本国の人口のなかに存在しており、一七世紀初頭の諸条件のもとにおいては、イギリスは、その過剰人口のなから、こういう理想的な移住民を植民地に供給することができた。そしてそれと同時に植民地は、イギリスの過剰人口のはけ口を提供するものとして賞讃された。けれども、一七世紀の中葉以降、イギリスにおける産業の発展、パラメンタリー・コルベールティズムの抬頭とともに、事態は一変した。植民地体制はいまやイギリスから生産的人口を奪いさることによって、イギリスの国力を弱めるものであると攻撃されるにいたった。この攻撃にたいする反論は、植民地にたいする移住は、イギリスの自給自足をより完全にし、かつ植民地における軍事的防衛力を強化することによって、それは自給自足的な商業帝国の建設に貢献するということであった。この反論にもかかわらず、右の理由にもとづく植民地体制にたいする反対は、一七世紀中葉以後から一八世紀にかけてイギリス重商主義

者のあいだでいっそう力をつよめた。たとえば、イギリスの著名な重商主義者の一人 Charles Devenant は、一六九八年に公けにされたかれの著作のなかで、植民地体制に反対し、その理由の一つとして「いずれの国でももっとも重要な力である人口 (people) をこの王国から流出させる」⁽⁶⁾とのべた。

ところで、重商主義者たちが、一七世紀中葉以後、植民地へ生産的人口が移住民として流出していくことに反対したことより深い根拠はつぎの点にあった。一八世紀初頭においては、イギリスのマニファクチュアはその基礎を確立し、その発展とともに労働力にたいする需要は増大し、国内市場は形成されつつあった。この発展段階において、イギリス重商主義がそれに独自の低賃銀を維持するために採用した主要な方法は、労働市場への労働者の追加的供給であった。ところで、労働市場への追加的労働力の供給の源泉は、当然にイギリスの産業予備軍のなかにこれをもとめなければならなかった。けれども、一七世紀前半にすではじまっていたイギリスの産業予備軍の減少は、一方におけるマニファクチュアへのかれらの吸収と他方におけるエンクロージア運動のテンポの緩慢化によっていっそういちじるしくなり、イギリスは労働力の不足に直面した。さらに国内戦と一六六五年のロンドンに端を発する全国的な疫病の流行は事態をいっそう悪化させた。こうして生じたイギリスの労働力の不足は、一八世紀後半のジョージ三世時代のエンクロージア運動が開始されるときまでつづいた。したがって、このような労働力の不足という条件のもとで、イギリスの農民および手工業者が、新大陸における相対的に高い賃銀と有利な土地交付が誘因となって、植民地に移住民として流出していくことは、重商主義に独自の低賃銀の維持を困難にする結果をもたらした。かくして、重商主義者による植民地へのイギリスの生産的人口の流出にたいする反対ないし制限とそれを理由とする植民地体制にたいする反対論が生じた。

けれども他方、植民地は、その生産力の増大のためには、植民地における人口の自然的増殖をこえて、外部からの労働力の供給を絶対に必要とした。したがって、植民地が絶対に必要とするこの労働力は、イギリスの重商主義政策に抵触しない供給源から、あるいはむしろ重商主義政策に有利となる供給源から、供給されねばならなかった。これらはいずれも、イギリス帝国の外部にある供給源でなければならなかった。その一つはドイツのライン地方、フランス、北アイルランドであり、この供給源からは、白人たちが年奉公人として植民地に流入し、かれらは一八世紀における白人移住民の主要部分を構成したが、その大部分はペンシルヴェニアその他の中部植民地に移住した。ところで、かれらは、契約期間満了後には、南部植民地の西部平原に大量的に流入し、無断借地人として土地を占有した。このことは、後でのべるように、南部植民地における土地問題を激化させ、これら植民地における奴隷制度の確立に重大な影響をあたえた。

もう一つは、アフリカであり、この供給源からは奴隷化されたニグロが西インドおよび南部植民地に供給された。一六六三年にイギリス政府によって設立された *Company of Royal Adventurers trading to Africa* (のちの *Royal African Co.*) によるアメリカ植民地への独占的な奴隷の供給は、重商主義者のこうした反対論に応じるものであった。

ところで以上のべたことは、アメリカにおける奴隷制度発生のおよび *English background* についての検討にすぎず、アメリカ奴隷制度発生の実際の基礎をあたえるものではない。そこでつぎには、アメリカ奴隷制度発生の実現の基礎となる諸契機の検討にむかう。

(B) 南部植民地における農民層の分解状態とステイプル生産の特殊性との関連

さきへのべたように、南部植民地の建設の当初において、労働にたいするより豊富な経験と習慣をもった熟練度の高い白人の移住民が理想的な移住民として歓迎された理由は、一般的には、完成程度の未熟な生産要具しか存在しなかった植民地では、生産力の主要要因としての労働力の担い手である移住民自身の労働の生産性の高いことが、植民地の生産力の増大のために必要だったからである。けれども、より具体的には、それはつぎの理由にもとづいた。南部植民地建設の当初においては、重商主義者たちの計画にしたがえば、これら植民地は、イギリス本国では生産されない生産物あるいはより高い生産費をもつてしてしか生産されない生産物——ぶどう酒、亜麻、大麻、船舶必要品、鉄、生糸、苛性カリ——を生産するように予定されており、そしてこれらの生産物の生産には、一定の熟練度をもつ白人の移住民を必要としたからである。二〇名のニグロはすでに一六一九年にオランダ船によってヴァージニアに輸入されていたが、三〇年後の一六四九年にはその数はわずか三〇〇人にしか増加していない。ニグロ数のこうした増加の緩慢さは、この時期においては、ニグロは、重商主義者によっても、植民地経営者によっても、もっとも不適当な植民地の労働力にたいする追加としてしか考えられていなかったことにもとづくが、ニグロがそのように考えられた最大の理由は、未開のアフリカを故郷としてつれてこられたばかりのニグロの労働は粗雑な未熟労働であり、かれらは労働にたいする経験と習慣がきわめて少なかったために、重商主義者によって予定されていた前記の生産物の生産——それは一定の熟練度を必要とする——には、ニグロの労働は不適当であるということである。

ところが、その後、南部植民地を右のような生産物の供給地として育成しようとする重商主義の計画は失敗におわ

り、それにかわつて南部植民地は煙草生産地として一七世紀をつうじて發展した。そして、われわれは、しばしば、こうした煙草生産の發展が南部植民地におけるニグロ奴隷制度への道をひらいたと聞く。たとえば、最近では前記の Haywood はつぎのようにのべている。「南部植民地において各種の外国産的な亜熱帯性商品に基礎をおいた多様化した經濟を發展させようとする夢は、氣候的条件とフロンティア的条件のきびしい現実に直面して消えさられ、それとともに、ニグロ奴隷制度にたいする反対もまたうすれた。」南部植民地における煙草その他のステイブルの生産は熟練労働を必要としなかつたためにニグロの粗雑な未熟労働もこのステイブルの生産には適用することができたか、あるいはステイブルのような比較的規模の大きい生産はニグロの奴隷労働によつて可能となつたとかいうような南部植民地における奴隷制度発生についての説明は、なにもいまさら新しいものではない。なるほど、南部植民地にたいする重商主義の最初の計画が失敗して、南部植民地がステイブルの生産地になつたということは事実であり、ステイブル生産の發展とともにニグロ奴隷制度が普及したということも事実である。これらの説明は奴隷制度発生についての側面の一部を物語つてはいる。けれども、それは、あくまでも側面の一部を、しかも技術的に物語つてはいるにすぎない。煙草栽培という一定種類の作業にはニグロの粗雑な労働でも採用できたという説明は、あきらかに、労働の具体的形態の立場からの説明にすぎない。けれども、たんなる使用価値ではなく、世界商品を生産するプランテーション経営における奴隷制度については、こうした労働の具体的形態の立場からの説明には、なんらの經濟的規定性はふくまれていない。われわれが関心をもつのは、アメリカ奴隷制度発生についての經濟的規定性である。

そこでわれわれは、つぎに、南部植民地における農民層の分解状態とステイブル生産の特殊性という視角から、これを検討する。まず第一に指摘しなければならないことは、ステイブル生産は一つの大規模な商業的農業であり、そ

の生産物は世界市場を対象とする世界商品であるということである。一七世紀末にはイギリスに輸入された約二千万封度の煙草のうち七四%がヨーロッパ諸国に再輸出され、アメリカ革命の直前にはスコットランドをふくめてイギリスに輸入された約一億封度の煙草のうち九五%がヨーロッパ諸国に再輸出された。

ところで、一般的には、商業的農業およびそれから成長する資本主義的農業の発生および発展の基礎は農民層の分解である。なぜならば、それは、(イ)一方の極への生産手段の集中と他方の極における二重の意味で自由な労働力の創出をもたらすからであり、(ロ)これとの関係において、それは、商業的農業および資本主義的農業のための国内市場をつくりだすからである。ところで、国内市場との関係についてとくにいえば、農民層の分解が市場にたいしてもつ関係は、農民層の貨幣収入と現物収入との計算によって規定される。レーニンはいう、「貨幣収入と現物収入とを正確に計算することによって、農民層の分解が市場にたいしてもつ関係を規定することができる。市場にとつては、貨幣収入だけが問題である」(あとの力点は筆者)。すなわち、農民層の分解は、一方の極においては生産物の販売によって取得される貨幣収入を、他方の極では労働力の販売によって取得される貨幣収入をつくりだし、かくして、それは、資本主義のための国内市場をつくりだす。けれども、ステイブルの生産は一般の商業的農業とはことなつた市場関係のもとにおかわれている。そこでまず――

(イ) 植民地における農民層の分解の結果としての労働力の創出程度と奴隷制度との関連から検討する。

南部植民地においては、一七世紀中葉から、イギリスの独占的植民地貿易機構のために、自営農民ないし小プランターは窮乏化しつつあり、その結果これらの農民層の分解は、註記でみられるように、すでにある程度すすんでいたものと考えられる。けれども南部植民地における農民層のこうした分解は、西インド植民地におけるほど決定的な段

階にまではたっしていなかった。また、当時の南部植民地におけるフロンティア的条件のもとでは、一度土地を喪失した農民たちも西部平原で無断借地人として再生しうる可能性をもっていた。そのために、かれらをプランテーションに必要な雇傭労働として使用することは困難であった。またたとえ、それが例外的に可能であったばあいでさえも、高い賃銀を支払わねばならなかった。このような条件のもとでは、ステイブルの生産は、より価格の低い、かつ多少とも長期にわたって生産にとどめておくことのできる労働力を、他の供給源からもとめなければならなかった。この労働力とは、(A)でのべたように、イギリスをのぞくヨーロッパ諸国にその供給源をもつ年奉公人としての白人の移住民であるか、あるいは、アフリカにその供給源をもつ奴隷として輸入し販売される黒人ニグロであった。ところで、年奉公人は、契約期間の満了後には、自由人となったために、かれらは大プランテーションが大量に必要とする労働力の提供者としては完全性をかいた。そればかりでなく、年奉公人は、あとでのべるように、自由人となったのちには、合法的であるか、非合法的であるかを問わず、土地所有者ないし土地占有者となる可能性があった。このことは、かれをプランテーションが大量に必要とする労働力の提供者としての不完全性をいっそうつよめたばかりでなく、一八世紀の南部植民地における土地問題にとって重大な要因となった。かくして煙草その他のステイブルの大規模生産であるプランテーション生産は、それが必要とする労働力のもっとも適当した形態として、奴隷労働を採用したのである。

(ロ) つぎにステイブル生産の市場関係における特殊性を検討する。

ステイブルの生産は一八世紀においては大規模な商業的農業として発展するのであるが、その特殊性の一つは、その生産が植民地内部の市場を対象とせず、植民地外部における世界市場を対象とするということである。ステイブ

ル生産のこうした市場にたいしてもつ特殊性のために、この商品の実現は、植民地外部にある世界市場における購買者の貨幣収入とその支出に依拠し、植民地内部にある市場における購買者の貨幣収入とそれの支出に依拠しない。したがって、ステイプルの生産は、植民地の内部における農民層の分解の結果として生じる貨幣収入・労働力の販売によって生じる貨幣収入・がつくりだす国内市場とは関係なしに、あるいはその枠をこえて発展することができる。この点において、農民層の分解によって生じる貨幣収入が市場にたいしてもつ規定性は、ステイプル生産のばあいには、国内市場をめあてとする一般の商品生産のばあいとはことなるわけである。こうした事情のために、ステイプルの生産は単一作物の生産であり、人口の圧倒的部分がこの生産の従事者であるにもかかわらず、ステイプル生産は、その市場との関係においては、その生産に従事する働き手が農民層の分解の一極において生じる労働力の自由な販売者であることを必要としない。いいかえると、ステイプルの商品的生産は、その市場との関係においては、それに従事する働き手が貨幣収入の取得者である自由な労働力の販売者以外の他のなんらかの形態の働き手であるということによっては、その発展をさまたげられない。

以上要するに（イ）の関連においては、南部植民地における農民層の分解の未発展な進行状態は、大規模なステイプルの商業的生産であるプランテーションに必要とする労働力を、奴隷労働という形態で確保する道にむかわしめ、（ロ）の関連においては、ステイプル生産の市場にたいしてもつ特殊な関係のために、それが大規模な商業的農業でもあるにもかかわらず、それに従事する働き手が、農民層の分解が未発展のために貨幣収入の取得者である労働力の自由な販売者から構成されることはできず、貨幣収入の取得者とはなりえない奴隷がそれにかわったということによって、その発展はさまたげられなかったのである。かくして、プランテーション経営は、その出発点において資本主義

的生産への大道からそれたのである。

(C) イギリス重商主義の独占的植民地貿易機構との関連

さきへのべたように、南部植民地におけるステイプルとくに煙草の生産は、世界市場を対象とする世界商品の生産である。この世界商品であるステイプルは、イギリスの初期産業資本にとっても、イギリスの貿易資本にとっても、もっとも好ましい重商主義に適した生産物であり、これを生産する南部植民地はイギリス重商主義のもっとも絶賛に値する型の植民地であった。イギリス重商主義は、周知のように、これら植民地にたいする経済的支配を樹立するために、一七世紀後半における一連の航海条令によって、独占的植民地貿易機構を創設した。ところが、こうした独占的植民地貿易機構は、植民地をして専一的にイギリス本国に従属することを余儀なくさせ、ここに南部植民地のイギリスにたいする完全な経済的従属関係が生じた。⁽¹⁰⁾

ところで、こうした重商主義の独占的貿易機構とその結果生じた植民地のイギリスへの完全な経済的従属関係は、南部植民地の経済的發展にきわめて否定的な結果をもたらした。それは直接には、イギリスからの輸入品の植民地での高い販売価格にもとづく生計費の高騰と煙草の販売価格のいちじるしい低落をもたらした。一七世紀中葉におけるヴァージニアの自営農民による煙草の平均収量は約一、二〇〇封度と評価されていたが、かれらの経営状態は、もっぱら煙草の販売価格に依存した。ところで、煙草は世界商品であるということ、およびイギリス重商主義の独占的植民地貿易機構にもとづく南部植民地のイギリスにたいする完全な経済的従属という条件のもとでは、植民地の煙草生産者は自己の生産物である煙草の価格をみずから設定することはできず、それはイギリス商業資本家が支配力をもつ

世界市場で決定された。これらの事情のために、ヴァージニアの煙草生産の初期においては、一封度五シリングの高価格を保っていた煙草の価格は、一六六〇年代の航海条令の実施後は一封度三ペンスに低落し、ときには一封度半ペニ
ーないし四分の一ペニーに暴落した。他方、一七世紀後半以後、南部植民地における煙草生産は増大し、その栽培地
は一八世紀には東部海岸地帯からアラチア山脈の山麓平原にまで拡大したが、こうした煙草生産の増大は、けっし
て労働の生産性の増大にもとづくものではなかった。労働の生産性はむしろ地味の枯渇のために低下した。その結果
単位生産費はむしろ増大した。それにもかかわらず、煙草生産がこのように増大したわけは、煙草栽培者たちが、単
位当りの価格の低落による収入の減少を、生産量の増大によってカバーしようと試みたからである。したがってその
結果、煙草の過剰生産が生じ、それは低落しつつある価格をいっそう低落させる結果になった。一六六六年にはヴァ
ージニア、メリーランド、北カロライナは、過剰生産にもとづく煙草価格のいっそうの低落を防止し、その価格を生
産制限によって吊り上げるために、一カ年間の煙草栽培の禁止を提案したほどであった。

こうした煙草価格の低落は、とくに自営農民ないしは小プランターに大きい打撃をあたえた。一六六七年に、ヴァ
ージニアの財務官は、自営農民ないし小プランターの窮乏について、ヴァージニア植民地の平均的な煙草生産者の年
平均収入は五〇シリングであったと評価し、「それは、税金をさしひかれたときには、あまりにも少ないので、恐ら
く妻子に衣服や必需品を買うことは、貧農にとってはできなかった」とのべた。一六七五年と一六七七年のヴァージ
ニアにおけるペーコンの反乱⁽¹⁾、一六七六年および一六八一年のメリーランドにおける反乱、一六七七と一六七九年の
カロライナにおける反乱は、いずれも、直接には植民地の支配階級および植民地領有者にたいする窮乏化した自営農
民ないしは小プランターの武力斗争であったが、これらの反乱をひきおこしたもつとも深い根源は、煙草価格のいち

じるしい低落とそれにもとづく植民地の経済不況をもたらした窮局の原因であるイギリス重商主義の独占的植民地貿易機構にたいするかれらの憤激である。

ところで、このような煙草価格のいちじるしい低落に直面して、その煙草生産を維持し、少しでも収益をたもつていくためには、煙草生産者は、煙草価格の低落に対応して煙草の単位生産費を削減しなければならなかった。けれども、すでにのべたように、煙草栽培の単位生産費は栽培地の地味の枯渇によってむしろ低下する傾向にあった。こうした条件のもとでは単位生産費の削減は、年期奉公人の半農奴的な「借金奴隷」の労働力にかわって、それよりもより安く、かついっそう苛酷な労働条件に耐えることのできる労働力を採用することによってのみ可能であった。こうした労働力の提供者こそがニグロ奴隷である。P. S. Foner にしたがえば、「奴隷の維持は年期奉公人の維持の半分以下であった。この事実は、奴隷制度を、南部プランターにとつても、北部商人にとつても、望ましい労働制度たらしめた⁽¹²⁾」と。

奴隷の維持費の評価とそれの奉公人の維持費との比較は、植民地と時期の相違におうじて必ずしも同一ではない。革命直前のころには、南カロライナでは二ポンド一三シリングであり、ジョージヤでは五ポンドと評価された、またジェファースンはヴァージニアでは六ポンドと評価した。L. C. Gray は、年期奉公人の維持費とニグロ奴隷の維持費とを比べてつぎのようにのべている。「植民地南部では維持費はきわめて小さかった。……奉公人の維持費は、恐らく、大したものでないとしても、奴隷のそれよりも、少しは大きかった。その相違は主として衣服にあった。なぜなら奉公人は、たとえ品質の点ではそうでなかったも、外観の点では主人のスタイルにまねた衣服を着せられたからである。奴隷は、温い気候のあいだは、靴も靴下もはかないで、ポロポロの交織の衣服を着せられた⁽¹³⁾。」

こうした経済的理由とならんで、植民地における一連の反乱は、植民地の支配階級をして年奉公人にたいする恐怖をいだかせ、年奉公人以外の労働力にたよらせる契機をあたえた。というのは、これらの反乱における革命的主体は、いずれのばあいも自営農民および貧農であったが、これらの農民層とくに貧農層の主要な部分は契約期間を満了し自由人となったものと年奉公人から構成されていたからである。

以上のような諸事情の結果として、一六八〇年を境として、南部植民地においては、年奉公人の半農奴的な「借金奴隷」制度からニグロ奴隷制度への転換がはじまった。C. P. Nettels は、以上のべたことをつぎのように要約している。「一六六〇年代の諸々の航海条令のはじめての実施は煙草プランターの利潤を減少させ、かれらに生産費の削減を余儀なくさせた。奴隷制度がそれにたいする回答であった。だいたいこの時期にイギリス政府は植民地に奴隷を豊富に供給しようと試みた。プランターは奴隷を信用で買うことを余儀なくされた——これはプランターをして商業的従属状態にいたらしめる主要な要因であった。イギリス政府はプランターにこの悪らつな貿易を制限すること(14)を禁止した。アメリカの奴隷制度は、かくて、イギリス重商主義の重要な遺産の一つであった。」

ところで、奴隷の採用によって煙草の単位生産費を削減することのできたものは、一定以上の大面積の土地と奴隷を(15)購入しうる経済的資力をもつものにかぎられた。こうした経済的資力をもつものの階級は一七世紀後半にすでに南部植民地に形成されつつあったが、それを構成する成員の数はまだかなりかぎられていた。こうした経済的資力をもつ階級の手の中における大土地所有の形成は、一八世紀の南部植民地の経済構造の基礎を特徴づけるものである。そして、こうした大土地所有の形成とともに、ニグロ奴隷制度ははじめて南部植民地における支配的な生産関係として発展する。われわれは、つきにこの点について検討しよう。

(D) 植民地における土地政策と土地問題との関連

アメリカにおけるイギリス植民地をスペイン、フランスその他のヨーロッパ諸国の植民地と區別して、それをいわゆる「移住民型植民地」として發展することを可能ならしめたものは、アメリカにおける小土地保有にもとづく小農民的生産の広汎な發展であり、そしてそれは、北部ではこの發展のなから資本主義的要素を生だすというイギリス植民地の基本的特質を条件づけた。そしてこのような小農民的生産の發展は、アメリカにおけるイギリスの輸出市場を拡大し、それはイギリスの植民地貿易を増大し、イギリス産業資本の發展を刺激した。ところで、このような小土地保有の發展を可能ならしめたものは、イギリス政府が植民地において採用した寛大な土地政策である。南部ではこの土地政策の具体的方法のなかでも最も重要なものの一つは *headright system* であった。この意味においてこの制度はイギリス重商主義の利益に答えるものであった。けれども小農民にとって土地獲得の最重要な方法であった *headright system* は、同時に、南部植民地における大土地所有の形成にとつても有力な楨杆であった。P. A. Bruce にしたがえば、⁽¹⁶⁾ *headright* による土地交付は、一六二九年には平均一〇〇エーカーないし一五〇エーカーで、最大一、〇〇〇エーカーであったが、一七世紀中葉の一六五〇年には平均六七エーカーで、最大五、三五〇エーカーとなり、一七世紀末の一六九五年〜一七〇〇年代には平均六八エーカーで、最大一三、四〇〇エーカーと増大した。なお一七世紀における *headright* による最大の土地交付は一六六六年〜七九年の二〇、〇〇〇エーカーである。このように *headright* による土地交付は、一七世紀においては、その世紀の末には比較的大面積のものもあらわれるが、全般的にはまだ小規模であった。けれども、一八世紀においては、その詐欺的悪用によって巨大な土地所有の

広汎な形成がもたらされ、さらに、土地の販売制度および特定の個人あるいは団体への巨大な土地交付はこのような巨大土地所有の傾向をさらに助長した。そして、こうして形成された大土地所有の基礎上に奴隸制度にもとづくプランテーション経営が發展した。そしてそれによって生産されるステイプルは重商主義のもとにおけるイギリス貿易の最重要な仲継貿易商品であり、植民地収奪の重要な槓杆であり、それを生産する南部植民地はイギリス重商主義の利益をもっとも満足させる型の植民地となった。かくて、イギリスの土地政策は相對立する二つの土地所有の傾向をそのなかにふくむものであり、それは、一方の側では小農民的生産の基礎をなす小土地保有をもたらすことによつても、他方の側では奴隸制度にもとづく大プランテーションの基礎をなす大土地所有の形成をもたらすことによつても、イギリス重商主義の要請に答えるものであったが、重点はしだいに後者に移っていった。そしてそれとともに植民地におけるこうした土地政策にふくまれた相對立する二つの土地所有の傾向は、一八世紀においては、土地獲得をめぐる對立として發展した。われわれは、ここに、年期奉公人の半農奴的な「借金奴隸」制度からニグロ奴隸制度へと轉換する重大な契機をみいだすのである。

さて、一七世紀においては、この世紀が末に近づくにつれて大土地所有への傾向がしだいにあらわれてきたとはいへ、まだ大土地所有は確立されておらず、東部海岸地帯においてもこの當時にはまだプロンテニア的条件がのつていたために、南部植民地における土地問題は急迫化した形態をとつていなかった。けれども一八世紀においては、大土地所有が形成され、東部海岸地帯においては、フロンテニアの条件はもはや消滅し、何人の手にも属しない土地はなくなり、地価は急騰した。かくして、土地獲得をめぐる植民地の諸層間の對立は激化した。こうした条件のなかで、自由人となつたものと年期奉公人による土地所有は、これらの土地獲得をめぐる對立する諸層にとつて重要

な問題となった。

この点をあきらかにするためには、まず、*headright system* による土地交付と年奉奉公人の *freedom dues* にふくまれた土地交付との区別をあきらかにしておかなければならない。*headright system* とは渡航費を支払って植民地に移住してきたおのの家族や、年奉奉公人をその渡航費を支払って植民地につれてきたものが、移住してきた家族員についても、またつれてきた年奉奉公人についても、また奴隷を植民地につれてきたものはその奴隷についても、その人間一人当りについて一定の面積の土地——通常は五〇エーカーの土地——の交付をうける権利にもとづく土地交付である。これに反して、*freedom dues* とは、年奉奉公人の契約期間が満了したときに、主人が年奉奉公人に交付することになっている貨幣、衣服、道具等の支給である。ところで、ヴァージニア会社の初期の時代および一六六三年までのメリーランドでは、この *freedom dues* のなかには、土地交付がふくまっていたけれども、それ以後には、いずれの植民地においても——ジョージヤを例外とすれば——年奉奉公人にたいする土地交付は *freedom dues* のなかにはふくまれなくなった。たとえば、*R. B. Morris* にしたがえば、「*freedom dues* に関連して植民地裁判所にもちこまれた訴訟事件のうち少なくとも九〇%までは、衣服および道具は損害賠償にあたるものと認められたが、土地交付は契約による義務であるとも認められず、また習慣によって必要とされるものとも認められなかった」⁽¹⁷⁾とのべている。

それでは、なにゆえに、土地交付が法的にも、また事実上も、*freedom dues* から排除されたか。それは、つぎの二つの理由によって、年奉奉公人が土地を獲得して自営農民になることがプランターの利益に反したからである。すなわち、第一には、もともと年奉契約という制度は、一定の期間、プランターのもとに労働力を束縛することの必要上

生じたものであるが、もしも、年奉公人たちが契約期間の満了後、土地交付にもとづいて小土地保有者となるならば、プランターは、かれらを年奉公人として再契約する機会も、あるいはかれらを雇農としてやとう機会も失い、プランテーションにおける労働力を確保する機会をそれだけ減少させるからである。⁽¹⁸⁾ 第二には、もしも *freedom dues* に土地交付がふくまれるならば、土地所有者は *headright* によって獲得した土地を失うことになるばかりでなく、かれらによる土地の入手がそれだけ困難となるからである。もっとも、一七世紀の南部植民地のフロンティア的条件のもとでは、まだ第二の点はそれほど強く意識されていなかったとはいえ、年奉公人による土地獲得の機会はずっと最初からこのように排除されていたということは、重要な問題を内蔵するものである。

ところで、一七世紀においては地価はまだ低く、東部海岸地帯においても未占領地がのこっていたために、自由人となつたもとの年奉公人は、かれらが *freedom dues* として支給された貨幣をもって、あるいはもとの主人からの借入金によって、土地を獲得する機会はのこされていた。けれども、一八世紀にはいつてからは、すでにのべたように、巨大な大土地所有が確立され、東部海岸地帯におけるフロンティア的条件が消滅しはじめるとともに、南部植民地では土地問題は急迫化した。土地投機の発生は、この問題をいつそう鋭くさせた。地価の騰貴は自由人となつた年奉公人からかれらが合法的に土地を所有する機会を奪った。しかし、かれらはすべての機会を奪われたわけではない。かれらは西部へ進出し、この "lawless society" において無断借地人として事実上の土地占有者となつた。しかも、南部植民地の年奉公人はかりでなく、すでにのべたように、ペンシルヴェニアの奉公人も南部植民地の西部平原へ大量的に流入し、無断借地人として土地を占拠した。一八世紀のこうした条件のもとでは、年奉公人によるこの非合法的な土地占有は大土地所有者にとつても、土地投機業者にとつても、かれらの利益に反する重大な問題

となった。

すでのべたように、年期奉公人が *freedom dues* にもとづいて土地所有者となることは排除されていたのであるが、一七世紀末以後は、右の理由にもとづいて、とくに強化されるにいたった。A. E. Smith にしたがえば⁽¹⁹⁾、一六七〇年から一七八〇年のあいだに、「自由人となった奉公人のうち七%をこえるものは、かれらがそこに定住する五〇エーカーの土地の権利を利用しなかったと結論できる」とのべており、また、J. T. Adams にしたがえば⁽²⁰⁾、一七〇〇年以後には土地所有者となったもの年期奉公人の数は五%以下であるとのべている。このように、一八世紀以後は年期奉公人は合法的に土地所有者となる機会ほとんど失われてしまった。しかしかれらには、非合法的に土地占有者となる機会がまだのこされていた。そのため、土地問題が急迫化するにつれて、大土地所有者にとっては、年期奉公人の半農奴的な「借金奴隷」制度は、かれらの大土地所有の拡大にとっては、大きい障碍物となった。かくて、大土地所有者は、かれらのプランテーション経営に必要な労働力を、土地獲得の可能性をもつ年期奉公人にかわって、一生涯にわたって土地所有のいっさいの可能性をもたないことが完全に保証されている他の労働力の担い手にとめることによって、年期奉公人の半農奴的な「借金奴隷」制度にふくまれているかれらにとってのこの「危険性」をとりのぞこうとしたのである。ところで、こういう労働力の担い手はニグロの奴隷よりほかにはなかった。かくして、一八世紀の土地問題の急迫化は、年期奉公人の半農奴的な「借金奴隷」制度にかわって、ニグロの奴隷制度を南部植民地の大地所有にもとづくプランテーション経営における支配的な生産関係として発展させるにいたった。そして、それとともに、東部海岸地帯における農民層分解のテンポが急速にすすむ。

アメリカに輸入されたニグロは、植民地の初期には、年期奉公人と同様に取扱われていたが、一六六一年にヴァー

ジニア下院が、ニグロを年奉公人と区別する法律を通過させた。この法律の制定以後、ニグロは一生涯にわたって第三者に人格的に隷属化されることが法的に確認されたのである。年奉公人の「借金奴隷」制度は、通常四年ないし七年間かれらをその主人にしばりつけることができるにすぎないが、ニグロの chattel slavery は一生涯にわたってかれらをその主人のもとにしばりつけておくことができるのである。

そして、大プランターの必要とするこのニグロの労働力は、Royal African Co. の奴隷貿易の独占が一六九八年に取り消されたのち、大量的にアメリカ植民地に輸入されたのである。奴隷貿易に多くの諸問題をふくみ、それを詳論することは独立の別の論稿を必要とする。われわれは、さいごに単簡にそれに言及しておく。

奴隷貿易は、周知のように、イギリスにおける資本の本源の蓄積の主要方法の一つである。「リヴァプールは奴隷貿易を基礎として成長した。奴隷貿易はリヴァプールにおける本源の蓄積の方法をなす。」⁽²¹⁾さらに、それは同時にイギリス産業資本の工業生産物のアフリカへの輸出を媒介した。したがって、アメリカ植民地における奴隷制度の発展は、イギリスの初期産業資本の利益にも、この生産物の輸出を媒介するイギリスの前期的伸張貿易資本の利益にも一致した。つまり、奴隷貿易はイギリス重商主義の旧植民地体制の重要な構成要素の一つである。けれども、他方イギリスの重商主義の独占的貿易機構にもとづく煙草価格の低落とこれに逆行する奴隷価格の騰貴は、植民地における大プランターのイギリス商業資本への債務の増大をひきおこし、かれらをイギリスのこの植民地収奪者の重臣のもとにおとし入れたのである。このことは、西部土地の禁止とともに、植民地大プランターをイギリス重商主義の旧植民地体制にたいする強力な反対者たらしめ、かれらをして革命陣営に参加させる重要な契機となった。

アメリカ革命は偉大な民主主義革命であったが、奴隷制度を廃止しえなかつたことは、この革命の民主主義的性格

における最大の汚点をのこした。そしてそれは、アメリカ革命が革命の基本的問題である大土地所有の解体という問題を部分的にしか解決しなかったことにその窮局の原因をもつ。巨大土地所有は革命後の南部においていっそう拡大され、その基礎上に奴隷制度はかつてなく栄えた。かくて、革命のこの基本的問題が解決されるためには、もう一つの民主主義の革命が必要とされた。南北戦争がそれである。

- (1) Wertebaker, T. J., *The Planters of Colonial Virginia, 1922, The Shaping of Colonial Virginia*, p. 59.
- (2) *Ibid.*, p. 56.
- (3) Dodd, W. E., "The Emergence of the First Social Order in the United States," *American Historical Review*, Vol. XV, 1935.
- (4) Wertebaker, *op. cit.*, p. 53.
- (5) Haywood, C. H., "Mercantilism and Colonial Slave Labor, 1700~1763", *The Journal of Southern History*, Vol. XXIII, (November, 1957,) No. 4, pp. 458~59.
- (6) Devanant, C., *Discourses on the Public Revenue and on the Trade of England*, 1698, Vol. II, p. 29.
- (7) Haywood, *op. cit.*, pp. 462~63.
- (8) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』豊田・飯田訳、国民文庫版、第一巻、一七七~一七九頁。
- (9) 一七世紀末および十八世紀初頭における南部植民地における農民層の分解を正確に検出することは困難である。けれども、若干の手がかりによつてその推定を試みることはできる。Wertebaker は前掲書で、この当時の自営農民の土地所有の状況を検討するために、二つの資料をあげている。その一つは、この当時における土地移譲にかんする資料であり、他は租税台帳の資料である。かれは、この二つの資料をいずれも、農民の土地所有の大きさを測定するための資料として利用しているが、わたくしは、この二つの資料は全く別な事柄をしめすものと考ええる。すなわち、前者は土地所有の変更をしめすものであり、後者は土地所有の状態をしめすものである。もっとも、こうした土地所有者の変更は、いかなる原因によつて生じたものであるかは不明であり、それは恐らく、相続、未亡人の再婚等を原因とするものをよくむであらうが、抵当流れ、土地の販売を原因とするものも

可成りあるものと考えられる。ところで、これにしたがうと、一六八四年～一六八九年に Surry county における所有者を變更した土地物件は三六件、面積合計は六、三五五エーカーである。York county では、一六九六年～一七〇一年において、四一件で、面積合計は、八、一五三エーカーである等々。ところで、これらの所有者を變更した個々の土地の面積を、もう一つの資料である租税台帳に示された土地面積と比較すると、いずれも面積がいちじるしく小さい。例えば、Surry county の例では最大五〇〇エーカー、最小二〇エーカーであり、平均一八七エーカーである。これに反して、租税代帳にしたがうと、同じ郡において、一七〇四年における最小は五〇エーカーであるが、最大は一万エーカーをこえ、五、〇〇〇エーカー以上の所有地もかなりふくまれている。したがって、土地所有の變更における最大五〇〇エーカーという土地面積は、租税台帳にもとづく土地所有面積の平均的面積あるいはそれ以下のものと考えられる。これらの点から考えるならば、土地所有の變更はいずれも、全土地所有中の平均以下の所有地と極最小の所有地において生じていることが明らかである。したがって、この土地所有の變更は、その全部がそうでないにしても、自営農民中の下層ないし食農による土地の喪失を意味するものであると考えられる。もしもこの考え方が許されるならば、われわれは、Wertbaker によって引用されているこの土地移譲帳における資料によって示めされる土地面積は、ウァージニアにおける土地所有状況を示すものでなく、むしろ、農民層の分解を示す指標であると考えられる。なお、これによって示めされた農民の土地移譲はつぎのようである。

Surry county においては、一六八四年～一六八六年に、三六件の土地移譲があり、そのうち、一一件は一〇〇エーカーあるいはそれ以下であり、二三件は二〇〇エーカーあるいはそれ以下であり、四件が三〇〇エーカー以上である。そのうち最大は五〇〇エーカー、最小は二〇エーカーであり、面積合計は六、三五五エーカーで、平均面積は一八七エーカーである。

York county においては、一六九六年～一七〇一年に、四一件の土地移譲があり、そのうち二二件が一〇〇エーカーあるいはそれ以下であり、三三件が二〇〇エーカーあるいはそれ以下であり、一、四〇〇エーカー、一、二二〇エーカー、六〇〇エーカー、五〇〇エーカーがそれぞれ一件づつであり、面積合計は八、一五三エーカーで、平均面積は一九九エーカーである。

Rappahannock county においては、一六八〇年～一六八八年に、一五件の土地移譲があり、最大は四〇〇エーカーで、平均面積は一六八エーカーである。

Essex county においては、一六九二年～一六九五年に、四八件の土地移譲があり、そのうち、二〇件が一〇〇エーカーあるいはそれ以下であり、三二件が二〇〇エーカーあるいはそれ以下であり、四件が三〇〇エーカー以上である。(Wertbaker,

op. cit., p. 46.) なおこのほかに、より大面積の土地の販売の実例がしめされているが、それは *headright* にもとづく権利の販売による土地の売却であり、それは大土地所有の形成の方向をしめすものであると考えられる。

- (10) 宇治田富造「イギリス重商主義と旧植民地体制」(一)、『立教経済学研究』、第一三巻、第一号(昭和三十四年六月)、一四五〜一八〇ページをみよ。

- (11) ヴァージニアにおける自営農民層とヒーコン反乱については、仲田光「ヴァージニア植民地における『ヒーコン叛乱』考」『千葉大学文学部紀要』、第二巻、第二号(一九五七年九月)をみよ。

- (12) Foner, P. S., *History of the Labor Movement in the United States*, 1947, p. 19.

- (13) Gray, L. C., *History of Agriculture in the Southern United States to 1860*, 1941, p. 364.

- (14) "British Mercantilism and the Economic Development of the 'Thirteen Colonies'" *The Journal Economic History* Vol. XII, (Spring, 1952,) No. 2, p. 110.

- (15) プランテーション経営には大土地所有が前提とされるということの理由は、それが大規模な商業的農業だから、それに応じて面積の大きい土地が必要であるということだけにかぎらない。それは、奴隷の低い労働の生産性とむすびついている。生産力の発展水準が低く、かつ農業生産が支配的におこなわれているばあいには、労働の生産性を規定する諸要因、すなわち、労働の熟練度、生産要員の完成程度および自然的要因のうち、自然的要因がとくに大きく作用し、なかんずく、土地の肥沃度が大きい作用をおよぼす。したがって、奴隷の労働の生産性を維持するためには、つねに土地の肥沃度を高い水準に保っていなければならぬ。ところが他面、低い奴隷の労働の生産性をもって採算をうるためには、肥料等にたいする貨幣支出をしないことが必要であるために、奴隷労働はつねに掠奪耕作に結果する。これら二つの事情のために、奴隷制度にもとづくプランテーションでは、つねに現在耕作されている土地のほかに、つぎにそこへ耕作を移動すべき新しい予備地を必要とする。したがって、プランテーション経営は、それが低い労働の生産性の奴隷労働によつて生産がおこなわれているためにこそ、大土地所有が必要とされる。そして広大な処女地が存在するというアメリカの自然的条件はこれらの大土地所有の形成を可能ならしめる自然的基礎をあたえたのにすぎない。一部の論者がいのように、新大陸に広大な未開地があるという自然的条件が、奴隷制度にもとづく大規模なプランテーション経営をつくりだしたのではなく。

- (16) Bruce, P. L., *Economic History of Virginia in the Seventeenth Century*, 1859, Peter Smith, 1935, Vol.

I. pp. 527~32. 仲田光、前掲論文。

(17) Morris R. B., *Government and Labor in Early America*, 1946, p. 396.

(18) Bruce, *op. cit.*, Vol. II, p. 43.

(19) Smith, A. F., *Colonists in Bondage*, 1947, p. 299.

(20) Adams, J. T., *Provincial Society, 1690~1763*, 1927, p. 198.

(21) マルクス『資本論』、第一巻下、長谷部訳、青木版、一一五五ページ。インスティテュート版、七九九ページ。